

## サービス利用約款

お客様（以下、お客様という）は株式会社 TTES（以下、当社という）が提供するサービスのご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

### 第1条（総則）

本約款は、お客様と当社との間のサービス（以下、本サービスという）契約（以下、本サービス契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約がない場合に適用するものとします。

### 第2条（物件の貸与）

1. 当社はお客様に対し、本サービスの提供にあたり、当社からお客様宛に発行する物件明細書（以下、明細書という）記載の物件（以下、本物件という）を賃貸し、お客様はこれを賃借します。
2. 本物件に関する所有権およびこれに含まれる知的財産権は、当社に留保され、お客様は、本サービスの利用にあたって必要な限度でのみ、本物件を使用することができます。

### 第3条（サービス期間）

本物件の貸与期間（サービス期間）は明細書記載の期間とし、お客様に対して物件をお届けした日を貸与開始日とします。

### 第4条（本物件の貸与期間の延長）

お客様は、前条のサービス期間の延長を希望するときは、満了の1週間前までに当社に対し、希望する延長期間（ただし1か月以下とします。）を通知することとします。当社は、当該通知の受領後、5営業日以内に、延長可否および可能な場合の延長期間を定めて回答するものとし、以後繰り返し延長する場合も同様とします。

### 第5条（サービス料金）

お客様は、当社からの請求により、明細書記載のサービス料を明細書記載の支払期日までに当社に支払います。但し、サービス期間満了前に本サービス契約が終了した場合は、上記のサービス料によらないで、当社は期間の当初にさかのぼってサービス料を再計算し、お客様は明細書記載の支払期日までに当社に支払います。

### 第6条（本物件の引き渡しおよび返還に関する費用等）

1. 本物件の引き渡しおよび返還に関する運送の手配は当社が行い、その運送費等の諸費用

はお客様の負担とします。お客様は最初のサービス料の支払い時に、当該諸費用の全額を支払うものとします。

2. 運送費等の諸費用は、当社が別途定める料金によるものとします。

#### 第7条（契約内容不適合等）

1. 当社はおお客様に対して、引き渡し時において、本物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、お客様の使用目的への適合性その他については担保しないものとします。
2. 当社は、本物件が、お客様の責に帰さない事由によって正常な性能を備えていないことが判明したときは、速やかに当社の選択により、本物件の代替物件の提供または修理を行います。合理的期間内にこれらの措置を講じることができないときは、当社は本サービスの契約を将来にわたって解約することができます。
3. 前項の場合、当社は、本物件が使用できなかった期間に相当するサービス料を請求いたしません。これを超える損害賠償その他金銭を負担する義務を負いません。
4. お客様が本物件の使用、設置によってお客様または第三者に生じた被害・損害については当社はお客様に対し一切の責任を負いません。

#### 第8条（本物件の使用保管）

お客様は本物件を使用管理するにあたり、本物件を善良な管理者の注意をもって使用保管し、この使用保管に要する消耗品および諸費用を負担するものとします。

#### 第9条（本物件の滅失、毀損）

本物件の返却までに、本物件の滅失または毀損が発生した場合、お客様は当社に対し代替物件（新品）の購入代金相当額、または本物件の修理代相当額を支払い、なお損害あるときはこれを賠償するものとします。この場合、お客様は、本物件の使用の可否にかかわらず、サービス期間中はサービス料を支払うものとします。

#### 第10条（本物件の譲渡等の禁止）

1. お客様は本物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、および譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
2. お客様は本物件を分解、破壊し、またはリバースエンジニアリング等の解析作業を行うことができません。

#### 第11条（ソフトウェアサービス）

1. お客様は、本サービスの使用にあたり、本物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品およびクラウドサービス（以下、ソフトウェア等という）を、当社が定める条件に従って使用することができます。

2. お客様は、ソフトウェア等の使用に必要なハードウェア（本物件を除く）、デバイス、通信環境を自ら用意します。
3. お客様は、ソフトウェア等の使用にあたって、必要な認証情報（ユーザ ID、パスワード等）を善良な管理者による注意をもって管理し、第三者に使用させたり、開示、公開してはならないものとします。
4. ソフトウェア等に関する知的財産権その他の財産権は当社または当社に許諾した第三者に帰属します。

#### 第 12 条（途中解約）

お客様は特別な定めがない限り、サービス期間中に、5 営業日以上の予告期間を定めて当社に通知の上、本サービス契約を将来にわたって解約することができるものとします。この場合、解約日は、物件が当社の指定する場所に返還された日とし、お客様は第 5 条に従い計算されたサービス料を支払うものとします。

#### 第 13 条（当社からの解約）

7 条 2 項に定める場合のほか、やむを得ない事由により本サービスの提供が困難である場合、当社はその旨をお客様に通知し、本サービス契約を将来にわたって解約することができます。この場合、解約日は、当社が指定した日とし、お客様は解約日までの期間に相当するサービス料を支払うものとします。

#### 第 14 条（契約違反等による解除）

お客様において下記各号の少なくとも一つの事由が発生した場合は、当社はお客様に催告をすることなく、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、お客様は直ちに物件を当社に返還するとともに、本サービス契約に基づきお客様が当社に支払うべき一切の債務につき直ちに全額を当社に支払うものとします。この場合、当社に生じた損害があるときは、これをお客様に対して請求することができるものとします。

- ① お客様が本約款を含む本サービス契約の内容のいずれかに違反したとき。
- ② お客様の営業の休・廃止、破産、解散のとき。
- ③ お客様が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立てを受け、またはこれらの申立てをしたとき。
- ④ お客様が支払いを停止し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

#### 第 15 条（契約終了後の措置）

1. お客様は本物件及びソフトウェア等の使用にあたり、独自に作成導入したデータおよびソフトウェア等については、本物件を当社に返却するとき、お客様の責任において削除するものとします。

2. 当社は、返還を受けた本物件にデータおよびソフトウェア等が残存する場合、残存するデータおよびソフトウェア等に起因してお客様および第三者に生じた損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（返還遅延の損害金）

お客様は当社に対して本物件の返還をなすべき場合においてその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、別途当社が定める月額サービス料金相当額の損害金を当社に支払います。この場合損害金の計算については 1 か月単位で計算し日割り計算をしないものとします。

#### 第 17 条（遅延利息）

お客様が本サービス契約による金銭債務の履行を遅延した場合、お客様はその完済に至るまで年率 14.6%の割合による遅延利息を支払うものとします。

#### 第 18 条（消費税等の負担）

消費税はお客様の負担とします。また消費税が増額された場合には、お客様は当社の請求により、直ちにその増額分を当社に支払うものとします。

#### 第 19 条（お客様の通知義務）

本物件が修理を要し、または本物件について権利を主張するものがあるときは、お客様は遅滞なく、これを当社に通知しなければなりません。

#### 第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者
  - ④ 暴力団準構成員
  - ⑤ 暴力団関係企業
  - ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
  - ⑦ 特殊知能暴力集団
  - ⑧ その他前各号に準ずる者
2. お客様および当社は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
  - ① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的

に非難されるべき関係

3. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
4. お客様および当社は、下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
  - ① 下請けまたは再委託先業者が前1、2および3に該当せず、将来においても前1、2および3に該当しないこと
  - ② 下請けまたは再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること
5. お客様および当社は、下請けまたは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請けまたは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
6. お客様および当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合および、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止されまたは解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約いたします。

#### 第21条（裁判管轄）

お客様および当社は、本サービス契約に関するすべての訴訟については、紛争解決第一審裁判所を東京地方裁判所、東京簡易裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第22条（特約条項）

お客様および当社は、本サービス契約について別途書面により特約した場合は、その特約はこの約款と一体となり、これを補完または修正するものとします。